

9 大学図書館と著作権

著者	森 一郎
内容記述	研修：令和元年度大学図書館職員長期研修 主催：筑波大学 期間：令和元年7月1日～7月12日 会場：筑波大学春日エリア情報メディアユニオン2階メディアホール等
発行年	2019-07
URL	http://hdl.handle.net/2241/00157199

大学図書館と著作権

東京大学附属図書館

森 一郎

1. はじめに

図書館が利用者に提供する資料のほとんどは著作物であるといえる。そして、それらの大半は著作権の保護期間内にあり、図書館職員はそれを認識しつつ日々の業務にあたっているため、時として「このような利用方法に法律上の問題はないのだろうか」といったような疑問を持つことになる。

そのためもあってか、図書館職員を対象とした著作権法の講習会も少なからず開催されているが、残念ながら図書館職員が著作権について議論をする場合、著作権法の規定に基づき著作権者の許諾を必要とせずに著作物を利用できる範囲といったような、それはそれで重要ではあるものの、矮小化された議論になりがちである。

著作権に関しては法律よりも契約が優先するというのが一般的な理解であり、著作権者から許諾が得られれば、どのような利用も可能となる。その一方で、著作権者から許諾を得る以前に、著作権者と連絡を取ることすら困難という現実もある。そうであれば、この許諾に関する手順を低減するためには何を行えばいいのかなどといった議論をした方が建設的はずである。

加えて残念なことに、日々の業務において著作権法以外の様々な法律が関係する可能性について、一般に大学図書館の職員は無頓着である。とはいえ、法律の数は2,000を超えており¹、全てに精通するのは不可能に近く、図書館業務に関係する法律を抽出するだけでも困難な作業であることも事実である。この「大学図書館と著作権」で触れる法律は基本的に著作権法のみであるが、図書館業務が多様化を続ける中で、著作権法に限らず法律全般について意識し対応できるように変革していく必要がある。

2. 大学図書館と著作権等管理事業者等との交渉：前史から黎明期にかけて

ある行為が法律に照らして問題のある場合を「黒」、問題のない場合を「白」、不明確な場合を「灰色」などと言うことがある。そして、ある行為が白か黒かについて法律の条文からは明確な判断ができないことは珍しくない。

図書館における著作物の利用においても、完全に黒であれば諦めもつくかもしれないが、灰色だった場合、利用者の要求に応えたい反面、法律に照らして問題となるようなことはできないと

¹ 令和元年（2019年）6月6日（※脚注に示した各URLの最終確認日は全て同日である。）における国立国会図書館の「日本法令索引」に収録されている「現行法令」は平成31年（2019年）4月1日までに公布されたもので、「合計」が28,417件、うち「憲法・法律」が2,269件である。

<http://hourei.ndl.go.jp/help/ilabhhelp.html>

いうことから、対応に困ることとなる。

一般論として、図書館の利用者を含めて著作物を利用する者から見れば白の範囲が広いことが望ましく、著作権者から見れば白の範囲が広いことは必ずしも望ましくないであろうが、上述したように、著作権に関しては法律より契約が優先するということが一般的な理解であることから、法律では黒や灰色であっても契約で白とできる余地があり、大学図書館は国公私立大学図書館協力委員会を窓口として著作権者等の団体と様々な交渉を行ってきた。まずは具体的な交渉の前提となる歴史を振り返る。

▶ 明治 32 年（1899 年）7 月：いわゆる「旧著作権法」の施行

「旧著作権法」以前にも著作権法など類似の法令はあったものの、欧米との間で締結されていた不平等条約を改正するため、いわゆる「ベルヌ条約」に加盟する必要がある、「旧著作権法」が制定・施行された。なお、当時の図書館内での複製はほぼ手書に限定されていたであろうこともあり、「旧著作権」には現行の「図書館等における複製等」に相当する規定はない。

▶ 昭和 14 年（1939 年）12 月：著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律の施行

楽団や放送局に対して、数々の音楽に関する著作権使用料の請求や著作権侵害の訴訟を行った昭和 6 年（1931 年）からのいわゆる「プレーゲ旋風²」を経て、この「著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律」が制定・施行され、著作権に関する仲介業務は許可制となり、原則として同一分野で 1 つの団体のみに対して許可された。ただし、この「著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律」の下で仲介業務が行われたのは「小説」「脚本」「楽曲を伴う場合における歌詞」「楽曲」の範囲のみである。

▶ 昭和 39 年（1964 年）9 月：アメリカで普通紙に複写可能な複写機の発売

▶ 昭和 46 年（1971 年）1 月：全面改正された著作権法の施行

全面改正の背景としてはいわゆる「ベルヌ条約」の改正や、「ローマ条約」などと呼ばれる隣接権を保護する条約の制定があり、この改正により「図書館における複製」（制定当時）の規定が設けられた。

▶ 昭和 51 年（1976 年）9 月：著作権審議会第 4 小委員会（複写複製関係）報告書³

著作権法が全面改正された僅か 3 年後の昭和 49 年（1974 年）7 月から文化庁の著作権審議会（当時）の下で複写複製の問題が検討された。

² 弁護士の山下博章氏による「法律新聞」に掲載された「プレーゲ旋風」に関する記事が青空文庫で読むことができる。

https://www.aozora.gr.jp/cards/001391/files/49777_51037.html

³ 著作権情報センターの web サイトから内容を確認できる。

http://www.cric.or.jp/db/report/s51_9/s51_9_main.html

この「著作権審議会第4小委員会（複写複製関係）報告書」には昭和50年（1975年）における普通紙に複製可能な静電式複写機器の販売台数は約30万台とあるが、ビジネス機械・情報システム産業協会の統計⁴によれば、平成30年（2018年）の販売台数は、モノクロが約7.5万台、カラーが約45万台で、単純に比較はできないにしても、昭和50年（1975年）の30万台は決して少なくない台数と言って差し支えないと思われる。

また、この「著作権審議会第4小委員会（複写複製関係）報告書」には著作権法第31条に基づく図書館での複写サービスを行う上で重要な見解が示されている。

すなわち、『コイン式複写機器により複写請求者自身により複製させたり〔中略〕することはこの規定の趣旨を逸脱するものと解される』『「一部分」とは、少なくとも半分を超えないものを意味するものと考えられる』『通常の販売経路において当該定期刊行物を入手することができない状態をもって「相当期間を経過」したものと理解すべきであろう』である。

さらに、『複写複製の対象となる著作物の極めて大きな部分を占める学術関係の分野については、その著作者の権利を集中的に管理し得るような団体が存在しないことが大きな障害となっている』とし、『学術関係の著作権事務を処理し得る団体を設立するなり、複写複製に関する権利の行使について学術関係の出版者（ないしはその団体）に委任するなりして対処する必要がある』と指摘している。

▶ 昭和59年（1984年）4月：著作権の集中的処理に関する調査研究協力者会議報告書～複写問題～⁵

昭和51年（1976年）の「著作権審議会第4小委員会（複写複製関係）報告書」で指摘のあった学術関係の著作権処理に関してのみならず、著作権処理すべき著作物の種類といったことを含めた調査研究が昭和55年（1980年）11月から行われ、この「著作権の集中的処理に関する調査研究協力者会議報告書～複写問題～」では『学術関係の著作物については、現在著作権を有効に管理し得る団体がないため新たに複写に関する著作権処理を行う団体を設立する必要がある』との提言がされている。

▶ 昭和62年（1987年）1月：有線送信権（後の公衆送信権）の創設

著作権法は比較的頻繁に改正されるが、昭和62年（1987年）1月施行の改正でデータベースを著作権法で保護すると同時に、後の公衆送信権へとつながる有線送信権が創設されている。図書館で複製した文献を電話回線やコンピュータ回線で送信することは公衆送信にあたりと解釈されており、図書館業務に大きく影響した改正の1つである。

▶ 昭和62年（1987年）3月：著作権の集中処理機構設立準備委員会（現：日本複製権センター）の設立

⁴ https://www.jbmia.or.jp/statistical_data/download.php?id=137

⁵ 著作権情報センターのwebサイトから内容を確認できる。
http://www.cric.or.jp/db/report/s59_4/s59_4_main.html

上述の、昭和 51 年（1976 年）の「著作権審議会第 4 小委員会（複写複製関係）報告書」における指摘、昭和 59 年の「著作権の集中処理に関する調査研究協力者会議報告書～複写問題～」の提言を経て、必ずしも学術関係に特化していないが、現在の日本複製権センターへと至る「著作権の集中処理機構設立準備委員会」が設立された。

この「著作権の集中処理機構設立準備委員会」は日本複写権センター設立発起人会を経て平成 3 年（1991 年）9 月に日本複写権センターとなるが、正式に日本複写権センターとなる以前から、大学に対して、教育目的のコピーに関する事、事務目的のコピーに関する事、図書館におけるコピーに関する事などの協議を働きかけてきており⁶、図書館におけるコピーに関する協議は国公立大学図書館協力委員会が対応してきた。

▶ 平成元年（1989 年）2 月：学協会著作権協議会（現：学術著作権協会）の設立

設立当時の名称のとおり、大学図書館に関係の深い学協会に係る著作物を中心に著作権が委託されている。

▶ 平成 13 年（2001 年）1 月：日本著作出版権管理システム（現：出版者著作権管理機構）の設立

設立に自然科学書協会と日本医書出版協会とが大きく関わっており、大学図書館に係りのある学術系出版社の著作物の著作権が委託されている。

▶ 平成 13 年（2001 年）3 月：国公立大学図書館協力委員会の下に著作権問題拡大ワーキンググループ（現：大学図書館著作権検討委員会）を設置

著作権団体との協議が進むにつれて、より機動的な体制が国公立大学図書館協力委員会に必要となったことから設置され、各種協議に参加するほか、大学図書館での著作権の理解を進めるため「大学図書館における著作権問題 Q&A⁷」の作成やイベント⁸の開催なども行っている。

▶ 平成 13 年（2001 年）10 月：著作権等管理事業法の施行

著作権等管理事業法が施行され、「著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律」が廃止された。「著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律」では許可制で同一の分野に原則として 1 団体のみが許可される制度だったが、著作権等管理事業法では登録制で同一の分野に複数の団体が事業を行える制度となった。

⁶ 日本複写権センター設立の前後から平成 15 年（2003 年）1 月の「大学図書館における文献複写に関する実務要項」の策定の前後までの状況については「土屋俊. 現代の大学図書館と著作権. 東海地区大学図書館協議会誌 2003, no. 48, p. 2-15」に概略の記述がある。

http://opac.ll.chiba-u.jp/da/curator/103415/02872102_48_2.pdf

⁷ 平成 14 年 2 月に [第 1 版] を作成して以降、随時改訂し、現在の版は第 9 版である。

<https://jilib.jp/wordpress/wp-content/uploads/2016/07/copyrightQA.pdf>

⁸ 初期に行ったイベントについては「大学図書館研究」で報告をしている。

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jcul/64/0/64_1507/_pdf/-char/ja

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jcul/67/0/67_1111/_pdf/-char/ja

これにより、日本複写権センター（現：日本複製権センター）、学術著作権協会、日本著作出版権管理システム（現：出版者著作権管理機構）も著作権等管理事業者として登録を受けている。なお、この3団体以外にも学術関係の著作物について著作権等管理事業を行う事業者が設立されているが、国公立大学図書館協力委員会と協議を行う関係にはなっていない。

3. 大学図書館と著作権等管理事業者等との交渉：交渉の展開と所産

国公立大学図書館協力委員会は他の図書館団体と連携し、著作権団体と各種の協議を行い、大学図書館または図書館界全体における著作物の利用の円滑化を図ってきた。協議の対象となった問題が必ずしも完全に解決されているわけではなく、また、協議にすら至っていない問題もあるが、各種ガイドラインの策定など一定の成果もあった。

以下では、国公立大学図書館協力委員会が策定に関与していないものを含めた各種ガイドラインと協議に関連する事項を概説する。

▶ 平成13年（2001年）12月：[ビデオ上映に関する] 合意事項⁹

著作権法第38条第1項は『公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる』と規定しており、図書館の上映会はこれに該当するはずであるが、著作権者等から問題視され、日本映像ソフト協会と日本図書館協会との間で協議を行い、上映会に関する「了解事項」が平成10年（1998年）6月にまとめられた。この「了解事項」を前提として、具体的な運用についてまとめられたのが「合意事項」であり、著作権者等の利益に配慮して、図書館側から見て譲歩した内容となっている。

この「了解事項」「合意事項」をまとめる作業に大学図書館は直接関与していないが、多くの大学図書館は日本図書館協会の会員であり、それらの大学図書館が上映会を行う場合、この合意事項を尊重すべきと考えられる。

▶ 平成14年（2002年）11月：図書館等における著作物等の利用に関する当事者協議（現：図書館における著作物の利用に関する当事者協議会）を開始

日本複写権センター（当時）、学術著作権協会、日本著作出版権管理システム（当時）などの著作権関連団体と、国公立大学図書館協力委員会、日本図書館協会、全国公共図書館協議会などの図書館団体との間で各種協議を行う場として設けたもので、その協議を経て、後述するいくつかのガイドラインを作成してきた。

「図書館等における著作物等の利用に関する当事者協議」は、平成12年（2000年）10月から始まった文化庁著作権審議会マルチメディア小委員会の下に置かれた「図書館における著作

⁹ 「了解事項」「合意事項」については、日本映像ソフト協会および日本図書館協会の web サイト上で確認できない。下記に「平成21年度図書館地区別研修（九州・沖縄）」の教材の一部があり、その中に、「了解事項」「合意事項」がある。

http://opac.ll.chiba-u.jp/da/curator/900054143/20091217_Kyushu-Okinawa_Nagasaki.pdf

物等の利用に関するワーキング・グループ」に遡ることができるが、この平成14年(2002年)11月以降、文化庁主導ではなく自主的な協議の場へと移行した。

なお、後述するが、平成25年(2013年)12月から「図書館における著作物の利用に関する当事者協会」は休止状態にある。

▶平成15年(2003年)1月: 大学図書館における文献複写に関する実務要項¹⁰の策定

「大学図書館における文献複写に関する実務要項」は上述の「図書館等における著作物等の利用に関する当事者協議」から外れ、日本複写権センター(当時)と国公立大学図書館協力委員会との間で協議を行い策定したものである。

昭和51年(1976年)の「著作権審議会第4小委員会(複写複製関係)報告書」で、著作権法第31条に基づく図書館の複写サービスに関して、『コイン式複写機器により複写請求者自身により複製させたり〔中略〕することはこの規定の趣旨を逸脱するものと解される』という見解が示されたことは上述のとおりであるが、一定の条件を満たせば利用者が複写行為を行ったとしても利用者ではなく図書館が複製行為を行ったとみなすとしたものである。

なお、この「大学図書館における文献複写に関する実務要項」で、著作権法第31条に基づく図書館の複写サービスを行う上での問題の1つである「発行後相当期間」を「次号が発行されるまで」または「発行から3か月経過するまで」のいずれか短い方としている。

▶平成16年(2004年)3月: 大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン¹¹の策定

「大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン」も「大学図書館における文献複写に関する実務要項」と同様、「図書館等における著作物等の利用に関する当事者協議」から外れ、日本著作出版権管理システム(当時)などとの個別の協議を経て策定したものである。

昭和62年(1987年)に創設された有線送信権は、平成10年(1998年)に公衆送信権と改められるが、図書館が複製物をファクシミリや電子メールの添付ファイルなど、電話回線やコンピュータ回線を通じて他の図書館や利用者へ送信することは公衆送信にあたりとされ、また、この行為に関して著作権法に著作権者の権利を制限する規定は設けられておらず、これを行うには著作権者の許諾が必要であることから、平成16年(2004年)3月に日本著作出版権管理システム(当時)および学術著作権協会と国公立大学図書館協力委員会との間で契約を交わし、その実運用のために策定したものである。

なお、同年7月に日本複写権センター(当時)とも契約を交わしたが、諸般の事情により1年で終了している。また、学術著作権協会との契約も諸般の事情により1年で終了し、翌年からは合意書の交換という形に改めている。そして、平成28年(2016年)6月で出版者著作権管理機構との契約が終了し、現在は学術著作権協会との合意のみが有効な状態となっている。

¹⁰ <https://julib.jp/documents/coop/yoko.pdf>

なお、別途「解説」を作成している。

<https://julib.jp/documents/coop/kaisetsu.pdf>

¹¹ https://julib.jp/documents/coop/ill_fax_guideline_supplement.pdf

- ▶ 平成 18 年 (2006 年) 1 月: 複製物の写り込みに関するガイドライン¹²および図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン¹³の策定

昭和 51 年 (1976 年) の「著作権審議会第 4 小委員会 (複写複製関係) 報告書」で、著作権法第 31 条に基づく図書館の複写サービスに関して、『「一部分」とは、少なくとも半分を超えないものを意味するものと考えられる』という見解が示されたことは上述したところであるが、この見解に基づいて厳格に運用すると、1 ページに納まるような短い著作物の「一部分」のコピーを利用者が求めた場合、その「一部分」以外の部分がコピーされないようにする必要があるという解釈がなりたつ。

しかし、このような解釈に基づいて複写サービスを運用することは必ずしも現実的ではないことから、「複製物の写り込みに関するガイドライン」は、例外を設けつつ、1 ページに納まるような著作物については「一部分」を超えた部分がコピーされないようにすることを要しないとしたものである。

他方、著作権法第 31 条に基づく複写サービスで利用者にコピーを提供できるのは、その図書館の蔵書に限られるという考え方があり、この考え方に従えば、現物貸借で借り受けた資料のコピーは、資料を借り受けた側の図書館ではできないということになる。

それでも借り受けた資料のコピーを利用者が必要とする場合は、一旦、貸し出した図書館に資料を返却して、改めて、その図書館にコピーの提供を依頼するか、同じ資料を所蔵する別の図書館にコピーの提供を依頼するなどといったことをすることになる。

しかし、そのような厳格な運用をしたとしても、最終的に資料を借り受けた図書館の利用者がコピーを手にする結果に違いはなく、必ずしも著作権者の権利保護にならないことから、借り受けた図書館でもコピーを提供できるように、「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」をまとめた。

いずれも「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」での協議を経て、国公立大学図書館協力委員会を含む 3 つの図書館団体の名義で策定している。

- ▶ 平成 21 年 (2009 年) 10 月: 出版者著作権管理機構および学術著作権協会と国公立大学図書館協力委員会の「著作権法第 31 条の範囲を超える図書館内での複写に関する懇談会」を開始

日々の図書館業務の中で、いわゆる「最新号」のコピーや「一部分」を超える範囲のコピーを求める利用者は少なからず存在するが、このようなコピーの提供は著作権者の許諾が必要であることから、国公立大学図書館協力委員会は「図書館における著作物の利用に関する当事

¹² https://julib.jp/documents/coop/utsurikomi_guideline.pdf

なお、別途「Q&A」を作成している。

https://julib.jp/documents/coop/utsurikomi_guidelineQA.pdf

¹³ https://julib.jp/documents/coop/ill_copy_guideline.pdf

なお、別途「Q&A」を作成している。

https://julib.jp/documents/coop/ill_copy_guidelineQA.pdf

者協議会」とは別に、使用料の支払も視野に入れつつ出版者著作権管理機構および学術著作権協会との間で懇談を開始した。

なお、この懇談会は、後述する平成 27 年（2015 年）4 月に出版者著作権管理機構の使用料規程に「大学図書館における譲渡を目的としない紙媒体複製」の節を新設されたことを関係の図書館に周知しない旨を出版者著作権管理機構へ通知した時点で中断となっている。

➤ 平成 22 年（2010 年）2 月：図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製に関するガイドライン¹⁴の策定

平成 22 年（2010 年）1 月施行の著作権法改正の前から、著作物の点字化については著作権者の許諾がなくても行えていたが、著作権者の許諾なく録音図書の作成できるのは限られた施設でのみで、その施設に一般の大学図書館は含まれていなかった。

これに対して、平成 16 年（2004 年）4 月に日本文藝家協会と日本図書館協会との間で協定書を交わし、その上で「障害者用音訳資料利用ガイドライン¹⁵」を策定しており、これにより音訳資料を作成できる図書館に大学図書館も含まれてはいたものの、対象となる著作物が日本文藝家協会に著作権を委託されたものであったことから、大学図書館における録音図書の作成の対象となりうる著作物は多いとはいえなかった。

平成 22 年（2010 年）の著作権法の改正で、録音図書の作成だけではなく、絵画等の立体化、デイジー図書の作成など、著作権者の許諾なく著作物を利用できる範囲が広がったことに加え、それらの資料を作成できる施設の範囲も広がり、大学図書館も含まれるようになった。

この大きな改正を受けて、法の趣旨を超えて著作権者の利益を害することがないように、「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」での協議を経て、国公立大学図書館協力委員会を含む 5 つの図書館団体の名義で策定したのが「図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製に関するガイドライン」で、これに伴い、「障害者用音訳資料利用ガイドライン」は廃止されている。

なお、「図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製に関するガイドライン」の基礎となる著作権法第 37 条第 3 項が平成 31 年（2019 年）1 月に改正されており、これに対応した修正が検討されている¹⁶。

➤ 平成 25 年（2013 年）12 月：図書館における著作物の利用に関する当事者協議会の休止

休止に至る前の数年間、議論が硬直化していたこともあり、上述の、平成 21 年（2009 年）からの出版者著作権管理機構および学術著作権協会と国公立大学図書館協力委員会との間で行われていた「著作権法第 31 条の範囲を超える図書館内での複写に関する懇談会」の進捗を見ることとし、休止することになった。

¹⁴ <http://www.jla.or.jp/portals/0/html/20130902.html>

¹⁵ <https://www.jla.or.jp/portals/0/html/onyaku/index.html>

¹⁶ 令和元年（2019 年）6 月 6 日現在。

- 平成 26 年（2014 年）7 月：大学刊行の定期刊行物に関する著作権法第 31 条第 1 項第 1 号の「発行後相当期間」の扱いについて¹⁷の策定

紀要を中心とした大学の刊行物の多くは発行されて間もなく機関リポジトリから利用できるようになっている。一方、一般に紀要の刊行頻度は年刊や半年刊などといったものが多く、平成 15 年（2003 年）の「大学図書館における文献複写に関する実務要項」によって定着したと言えるであろう著作権法第 31 条の「発行後相当期間」を「次号が発行されるまで」または「発行から 3 か月経過するまで」のいずれか短い方という運用は、少なくとも紀要等に関しては合理性を欠くものとなっていたことから、国公私立大学図書館協力委員会からの各大学に対する意見募集を経て策定したものであり、大学が刊行する定期刊行物は一部の例外を除き、図書館に届いた時点で「発行後相当期間」を経過したものとみなすとしたものである。

- 平成 27 年（2015 年）4 月：出版者著作権管理機構の使用料規程¹⁸に「大学図書館における譲渡を目的としない紙媒体複製」の節を新設

平成 21 年（2009 年）から出版者著作権管理機構および学術著作権協会と国公私立大学図書館協力委員会との間で「著作権法第 31 条の範囲を超える図書館内での複写に関する懇談会」を開始したことは上述のとおりである。

2 つの団体と懇談する中、学術著作権協会からは出版者著作権管理機構と話がまとまれば、ほぼ同条件での契約を検討するという意向が示されたことから、出版者著作権管理機構との懇談を優先させ、5 年にわたる懇談を経て出版者著作権管理機構の使用料規程に「大学図書館における譲渡を目的としない紙媒体複製」の節が設けられるに至った。

規定内容には国公私立大学図書館協力委員会としては受け入れ難い条件が含まれていたものの、制度づくりを優先させた側面があるが、最終段階で権利制限規定により許諾なくコピーできるはずの部分も課金対象とするという連絡を受け、この使用料規程の改正は関係の図書館に周知しないという対応をとっている。

- 平成 29 年（2017 年）7 月：日本複製権センターと国公私立大学図書館協力委員会の「大学における著作物利用に関する懇談会」を開始

上述した平成 21 年（2009 年）からの出版者著作権管理機構および学術著作権協会と国公私立大学図書館協力委員会の「著作権法第 31 条の範囲を超える図書館内での複写に関する懇談会」では実効性のある成果が上がらなかったが、文化庁が平成 27 年（2015 年）度と平成 28 年（2016 年）度とに拡大集中許諾制度¹⁹に関する調査を実施しており、この制度が導入され

¹⁷ https://julib.jp/documents/coop/bulletin_20140701.pdf

¹⁸ <https://jcopy.or.jp/jcopy/business/shiyoryokitei20180401.pdf>

¹⁹ 法令に基づいて、著作物の利用者や利用者の団体が、相当数の著作権者を代表すると認められる著作権集中管理団体との間で行われた協議を経て締結された契約を、その著作権集中管理団体に権利委託していない著作権者にまで波及させる制度で、北欧諸国を中心に導入されている。

ば、出版者著作権管理機構および学術著作権協会との懇談会で前進を図った、いわゆる「最新号」や「一部分」の問題に進展が期待できたため、書籍等に掲載された著作物についての集中管理団体となる可能性の高い日本複製権センターとの懇談を開始した。

しかし、日本複製権センターの関心は、平成 26 年（2014 年）度から平成 28 年（2016 年）度にかけて文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会で審議されていた「教育の情報化の推進等」にあり、大学図書館著作権検討委員会としても、「教育支援は大学図書館の重要な役割の 1 つであること」「大学図書館が利用者に提供している資料は授業においても活用されていること」「大学内の各部署と比較して図書館は業務を通して著作権に通じているであろうこと」などから、当初の目的であった「最新号」や「一部分」の問題については保留している。

4. おわりに

著作権法には著作権者の権利を制限する、いわゆる権利制限規定があり、図書館業務においては第 31 条第 1 項に議論が集中しがちであるが、第 38 条第 1 項や同条第 4 項など、ほかにも図書館が業務を行う上で押さえておくべき規定がある。

一方で、権利制限規定だけでは必ずしも図書館業務が円滑に行えないことも事実であり、その場合には著作権者から許諾を得て当該の著作物を利用することになるが、事案が発生するごとに個別に許諾を求めることは現実的ではなく、一定の範囲の利用に関して、事前に包括的な許諾を得ておくというのが 1 つの有効な方法である。

本稿で紹介したように、国公立大学図書館協力委員会は包括許諾と呼んで差し支えないであろう契約や合意を結び、その上でガイドラインを策定したり、包括許諾とは呼べないまでも著作権団体との協議を経た上でガイドラインを策定したりしてきたが、著作権等管理事業者が複数存在していることから明らかなように、包括許諾等によっても全ての著作物を対象とすることは想像以上に困難である。

さて、平成 30 年（2018 年）5 月 25 日に公布された「著作権法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 30 号）²⁰」に、平成 29 年（2017 年）からの日本複製権センターと国公立大学図書館協力委員会の「大学における著作物の利用に関する懇談会」で話題としている「教育の情報化の推進等」の文化庁での審議結果を受けた第 35 条の改正が含まれている。この第 35 条の改正に関しては未施行²¹であるが、施行に向けて大学の図書館資料の教育利用について整理する必要がある。

これ以外にも、今後もさまざまな要因により業務の手順や方法が大きく変化するであろうことから、さらに大学図書館における著作物の利用の円滑化を進めるには、現場からの意見集約や著作権団体と継続的な協議を行うための体制強化、具体的には、著作権団体と対等に協議できるような中・長期的な対応ができる職員の確保、著作物の流通などの著作物利用に関連する問題に取り組む組織体との連絡調整の改善、そして、著作権法に限らず法改正等があった際に機動的に対

²⁰ http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_03.pdf

²¹ 令和元年（2019 年）6 月 6 日現在。なお、「公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日」と定められている。

応できる体制の構築などを図る必要があるだろう。